

【様式1】

令和2年度 倉敷市立船穂小学校 いじめ問題対策基本方針

いじめに関する現状と課題

・本校のいじめの認知件数は、昨年7件、一昨年2件である。昨年は、冷やかしかからかい等3件、仲間外れ、無視等3件、その他たたかれたり、物を隠されたりした事例があった。したがって、いついかなる場合でもいじめを許さない意識の醸成と集団作りは、極めて重要と言える。また、いじめであるなにかかわらず、児童の生活の中で起こる人権に関わる問題についての感度を高め、児童一人一人の人権が尊重されるように努めていきたい。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

- ・学校の教育活動全体を通じ、全ての児童に「いじめは、人権を侵害する決して許すことのできない行為である」ことの理解を促す。
- ・全ての児童が安心でき、自己有用感を感じられる学校づくりや、落ち着いた学習や学級活動の基礎となる学習規律の定着を図る。
(重点となる取組)
- ・年2回の教育相談週間を設け、アンケート調査を実施し、児童がいじめを訴えやすい環境を整えるとともに、早期発見に努める。

保護者・地域との連携	学 校	関係機関等との連携
<p>(連携の内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校運営協議会の協力を得て、児童の学校外での生活に関する見守りや情報提供の依頼を行い、いじめの早期発見に努める。 	<p style="text-align: center;">いじめ対策委員会</p> <p>(いじめ対策委員会の役割)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成、発生したいじめ事案への対応。 <p>(いじめ対策委員会の開催時期)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学期1回、年3回。 <p>(いじめ対策委員会の内容の教職員への伝達)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直後の職員会議で全教職員に周知。 <p>(いじめ対策委員会の構成メンバー)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・校外 スクールカウンセラー ・校内 校長、教頭、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、保健主事、該当児童の担任 <p style="text-align: center;">全 教 職 員</p>	<p>(連携機関名)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・倉敷市教育委員会 <p>(連携の内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめの防止、早期発見、いじめへの対処についての、報告、相談 <p>(学校側の窓口)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教頭 <p>(連携機関名)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・玉島警察署 <p>(連携の内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学警連を通じての情報交換 <p>(学校側の窓口)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学警連担当

学校が実施する取組

①いじめの防止	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての教職員で、「いじめは人権を侵害する決して許されない行為である」ことを共通理解し、児童にも全ての教育活動を通して理解を促していく。 ・自己有用感や充実感を感じられる学級づくりに努め、学習や学級活動の基礎となる学習規律や生活規律の定着を図る。 ・年2回の人権週間を通して、児童自身が考え企画するいじめ防止の意識を高めるための取組を進める。
②早期発見	<ul style="list-style-type: none"> ・生活に関わるアンケートを年2回実施し、児童がいじめを訴えるチャンスを設ける。 ・教育相談週間を年2回実施し、児童との個人面談をすることを通して、積極的にいじめを認知する。 ・QUを実施することを通して、児童の実態把握に努める。 ・各学級における「気になる児童」について終礼や職員会議で報告し、共通理解を図る。
③いじめへの対処	<ul style="list-style-type: none"> ・本校児童がいじめを受けているとの通報を受けたり、その可能性が明らかになったりしたときは、速やかに、いじめの事実の有無の確認を行う。 ・いじめへの組織的対応を検討するため、いじめ対策委員会を開催する。 ・いじめがあったことが確認された場合には、いじめられた児童を最後まで守り抜くことを最優先に、当該児童及びその保護者に対して支援を行う。 ・いじめた児童に対しては、いじめは絶対に許されない行為であり、相手の心身に及ぼす影響等に気付かせるなど、適切な対処を行い、健全な人間関係を育むことができるよう指導を行う。

【様式2】

倉敷市立船穂小学校 いじめ問題への対策に関する年間計画

	会議, 委員会 等	学校が実施する取組		
		① いじめ防止の取組	② 早期発見の取組	③ いじめへの対処
4月	○職員会議 ・基本方針, 指導計画の 確認 ○いじめ対策委員会	○学年集会, 学級づくりの取り組み ・集団づくりプログラムの実施 (グループエンカウンター等)		○発生事案への対処(随時) ○対応手順の共通理解
5月				
6月	○学校運営協議会 ・いじめ問題に関する意 見交換	○第1回人権週間 ・いじめについて考える	○教育相談週間 ・いじめの実態把握アンケート ○担任による教育相談	○アンケート結果の検討
7月		○学年集会	○個人懇談 ○QUの実施	
8月				
9月	○いじめ対策委員会			
10月				
11月	○学校運営協議会 ・いじめ問題に関する意 見交換	○学年集会		
12月		○第2回人権週間 ・いじめについて考える	○教育相談週間 ・いじめの実態把握アンケート ○担任による教育相談 ○QUの実施 ○個人懇談	○アンケート結果の検討
1月				
2月				
3月	○いじめ対策委員会 ・取り組みの検討, 基本方 針の修正	○学年集会		

年間を通して, 行う取組

○職員会議(月1回), 職員終礼(週3回)での, 「気になる児童」についての報告